

エリア法人 コーポレートメンバーズカード申込書(太枠内はすべてご記入願います)

契約法人名	812 豊田合成健康保険組合	利用エリア
利用対象者	被保険者および被扶養者	東海北陸 中国九州
法人指定本人確認証	健康保険証	

ご記入頂いた個人情報、契約先への利用報告と緊急時の連絡等の目的に使用します。尚、管理は当社が責任を持って行います。*印は当社登録時に使用します。実際の項目名と異なる場合があります。

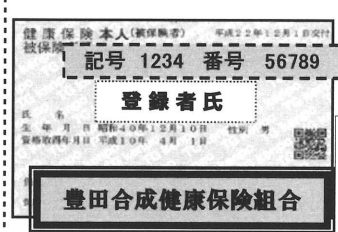
施設利用登録者情報	氏名	フリガナ	性別	生年月日		カード作成対象年齢
			1. 男性 2. 女性	西暦 年 月 日 (才)		中学生以上
	住所	〒 -		電話番号 いずれかを選択 ☎ (携帯電話 ・ ご自宅)		忘れ物等の連絡先として 適当な先をご記入下さい
	事故時等の緊急連絡先(該当するものに○)		事故等の緊急時連絡先(左記)電話番号		Eメールアドレス (お持ちの場合のみご記入ください)	
	1. 自宅 2. 知人 3. 勤務先 4. その他 :					
(事業所名*) 被保険者所属 事業所名称	☐ 健康保険を任意で継続されている方は記入せずにこちらをチェック ☐ 特例退職制度を利用の方は記入せずにこちらをチェック				登録者区分(いずれかに○)	カード選択
施設利用登録者 勤務先	☐ 同上 ☐ 無し ☐ 異なる勤務先 名称 :				1. 被保険者 2. 被扶養者	1. 磁気カード
施設利用登録者勤務先(上記)電話番号 (お勤めの場合のみご記入ください)	[00] 本人 [20] 妻 [21] 夫 [11] 実父 [12] 実母 [56] 義父 [66] 義母 [31] 長男 [32] 二男 [33] 三男 [31] 長女 [32] 二女 [33] 三女 [100] その他				(法人情報2*) 健康保険証記載 記号	(法人情報3*) 健康保険証記載 番号

【コーポレートメンバーズカード】取扱規定
[発行・発行手数料]
1) コーポレートメンバーズカード(以下「カード」という)の申込みは、エリア法人会員の定める利用対象者に限りです。
2) 発行は、必要書類の提出と資格確認により本人と確認できた方に限りです。
3) 発行には所定の手数料がかかります。
(紛失等で再登録の際は、再発行料を申し受けます。)
4) 写真のない仮カードは登録クラブのみ有効です。登録したクラブ以外の法人社員利用対象クラブを利用する場合は、写真入りカードの受渡完了後とさせていただきます。
また、仮カード発行後に他のクラブで再登録される場合は、再発行の手数料を申し受けますので、ご注意ください。
5) 写真入りカードは、お申込みクラブより登録者ご自身に直接お渡します。郵送による受渡は行いません。
[施設の利用方法]
1) 施設を利用の際は、カードを受付に提出し、所定の利用料(又は本人負担料)をお支払いください。
2) カードでの施設の利用は、登録本人のみ有効です。
3) カードをお忘れの際は、施設を利用できませんのでご注意ください。
[有効期間]
1) カードはご所属の法人が社員契約を終了するまで有効です。
2) 但し、利用者が利用資格を喪失した場合、ただちに無効になります。
[個人情報の取扱]
1) 登録情報は契約先への利用報告と緊急時の連絡等の目的に使用します。管理は当社が責任を持って行います。
2) お客様の個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく第三者に提供、開示しません。但し、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を締結している業務委託先、および関係会社に必要な範囲内において開示する場合、法令に基づき当社が開示を求められた場合、司法または行政機関から開示を求められた場合は、この限りではありません。
[登録終了とコーポレートメンバーズカードの取扱]
1) カードの発行手数料について、返金は行いません。(再発行手数料も同様です)
2) お客様が利用資格を喪失した場合、お客様の所属する法人の指示により登録抹消を行います。
3) 登録抹消されると同時にカードは無効となり、施設を利用できなくなります。
4) 利用資格を喪失すると施設を利用することはできません。
資格喪失後に施設を利用された場合、施設利用料を全額申し受ける場合があります。
5) 登録内容に変更が生じた際は、お近くのカード発行可能クラブへ必ずお申し出ください。変更のお申し出がない場合、予告なくカードの利用ができなくなる場合があります。

※(抜粋)
第2条(諸規則)
利用者は各施設の利用に際し、下記の事項を承諾の上、利用するものとします。
①利用者は、各施設の利用に際して、それぞれの施設内諸規則を遵守しなければならない。
②利用者は、それぞれの施設内における秩序をみだしてはならない。
③利用者は、施設内インストラクターの指示に従い、身体の異常に基づく不慮の災害・事故を自己の責任において未然に防止しなければならない。
第3条(免責)
利用者の各施設利用中に起きた事故については、当社は原則として、その損害賠償の責を免れます。但し、明らかに当社の責による事故については、その限りではありません。
第4条(施設の休業・閉鎖)
当社は以下の場合、各施設の全体または一部を休業及び閉鎖することができるものとします。
この場合、会員又は利用者は、休業又は閉鎖期間中の損害賠償を請求することができません。
①天変地異により施設利用が不可能になった場合。②施設の改善・修理によるとき。③定期または季節休館。
第5条(年齢制限および利用料金)
利用対象者の利用については、施設利用料金及び年齢制限を以下のとおりとします。但し、各施設における規定がある場合は、その規定に準じます。
①未成年(中学生以上)・・・当該施設のエリア法人会員利用料金(利用の可否は当該施設の規定)
②お子様(小学生以下)・・・300円(税別、但し施設ごとの利用規定に基づく)
カードを有する大人(お子様と同性に限る)が同伴で利用する場合に限りです。但し、契約内容により未成年の方の利用は制限されることもあります。
第6条(利用の禁止)
次の各項に該当する者の施設利用はこれを禁止し、施設利用中であっても利用を中止して頂きます。
①刺青(タトゥー、タトゥーシール含む)のある者。
②法定伝染病患者及びそれに類する感染のおそれのある疫病を有するもの。
③医療機関より、運動を禁止されている者。
④本規約に違反し、又は各施設管理者が不適当と認めるもの。

(2010年04月改定)

「取扱規定」「施設利用規約」を承諾の上、カード発行を申込みます。	
20 年 月 日	印
ご署名	印
保護者署名 (未成年の場合、ご本人と保護者の双方が必要です)	

法人指定本人確認証コピー 貼付欄(別紙でも可)	★ 仮カード紛失 ⇒ 再登録は再発行扱い ★ 指定の本人確認証(本人のもの)を確認 できていない ★ 写真撮影をしていない
	各施設の利用料金はクラブにより異なります。 お申込みのクラブの利用料金は ____ 円(税込)です。 (各施設の施設利用料全額を記入) クラブの料金がわからない場合は、ウェブサイトより確認ください。 セントラルスポーツ法人会員 カード発行対応クラブ一覧

※ 所属法人が利用料の一部を負担するため、利用時のお支払額は **月4回まで** ウェブサイト表記の金額より下記の通り変更します。(各施設の利用料やお支払額は、契約内容等により変更することがあります。)

施設利用料550円 ⇒ お支払額410円	施設利用料1,100円 ⇒ お支払額820円
施設利用料1,650円 ⇒ お支払額1,230円	施設利用料2,200円 ⇒ お支払額1,640円

※ 名鉄4クラブ(大曽根、小牧、いなす、岡崎)はウェブサイト表記では1,100円ですが、健保組合とのご契約により550円のクラブと同一料金でご利用いただいています。

※ 施設利用料・お支払額ともに10%税込で表記しています。各施設利用料(月5回目以降のお支払額)や対象施設は、ウェブサイトより検索もしくは健康サポート部までお問い合わせ願います。
(健康サポート部対応時間:平日9:30~18:00 Tel:03-5543-1819)

2019.10 改定版

点線内はクラブ使用欄			
クラブNo.	お申込みクラブ名(略称)		
受付日 20 年 月 日			
会員番号			
8	1	2	
コース		コース記号	
エリア法人		A 8 1 2 0	
磁気カード			発行手数料収受
写真		写真No.	
/		-	
受付・写真撮影	仮カード受渡	INP	所属長
/	/	/	/
未撮影は登録不可	写真付カードは引換		

下記の場合は本社へカードの利用停止を依頼すること